

議案第38号

上越市立歴史博物館条例等の一部改正について

上越市立歴史博物館条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年3月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市立歴史博物館条例等の一部を改正する条例

(上越市立歴史博物館条例の一部改正)

第1条 上越市立歴史博物館条例(昭和47年上越市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を削る。

(上越市立水族博物館条例の一部改正)

第2条 上越市立水族博物館条例(昭和55年上越市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を削る。

(上越市博物館協議会条例の一部改正)

第3条 上越市博物館協議会条例(昭和62年上越市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条」を「第25条」に改める。

(小林古径記念美術館条例の一部改正)

第4条 小林古径記念美術館条例(令和2年上越市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。